

東部終末処理場汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託

〔１〕一般仕様書

第１章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、契約書、一般仕様書、特記仕様書、一般平面図に基づいて、東部終末処理場汚泥処理施設再構築事業（以下、「本事業」という。）の実施に関して、PPP/PFI 手法の導入を含めた事業手法について検討を行うとともに、民間事業者が有する技術提案を幅広く求めていくものである。業務の成果として、本事業に最適な事業手法及び事業スキームを選定し、必要な報告書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、委託者の契約書に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)照査技術者届 (ホ)職務分担表
(ヘ)完了届 (ト)納品書 (フ)業務委託料請求書等 (リ)その他委託者の指示する書類
なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者等

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく議事録等で報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、これを定める。

1.16 その他

受託者は、受託者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、八戸市及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

第2章 業務一般

2.1 一般的事項

- (1) 業務は、委託者と十分に協議打合せの上、実施しなければならない。
- (2) 業務の実施に当たって、受託者は委託者と密接な連絡を取り、その連絡事項を都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- (4) 調査に当たっては、十分に調査内容を精査するとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 設計基準及び調査基準等

業務に当たっては、委託者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、業務を行う上でその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

2.3 業務上の疑義

業務上疑義の生じた場合は、委託者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 業務の資料

業務における設計及び調査等の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

委託者は、現地を踏査し、委託者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかななければならない。なお、受託者は、委託者と合同で現地調査を実施する際は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。

- (1) 地形、その他
用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等
- (2) 地質
地質調査資料と現地との関係
- (3) 既存施設の運用状況
- (4) 再構築施設の建設予定位置
- (5) その他業務に必要な事項

第3章 照査

3.1 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するために、業務の主要な区切りにおいて、都度照査を実施するものとする。また、遺漏なく照査を実施し、設計図書やその他の作成図書に誤りがないよう努めなければならない。

3.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3.3 照査事項

受託者は業務全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 土木設計、建設設計（建築機械、建築電気を含む）、機械設計、及び電気設計の相互間における整合性に関する照査
- (4) 市場調査の内容及び結果に関する照査
- (5) VFM 算出の妥当性に関する照査
- (6) 事業手法及び事業スキームの妥当性に関する照査

第4章 提出図書

4.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ委託者と協議すること。

- | | | |
|--------------------------|---------------|--------|
| (1) PPP/PFI 手法導入可能性調査報告書 | A 4 判製本 | 3 部と原稿 |
| (2) (1) の概要説明書 | A 3 判又は A 4 判 | 3 部と原稿 |
| (3) 打合せ議事録（照査報告書含む） | A 4 判 | 3 部 |
| (4) その他 | | |
| (イ) 業務計画書 | A 4 判 | 3 部 |
| (ロ) 関係機関との協議議事録 | A 4 判 | 3 部 |
| (ハ) 委託者が必要と認めたもの | A 4 判 | 1 式 |
| (ニ) その他参考資料 | A 4 判 | 1 式 |
| (5) 電子成果品 | 上記のすべてを収納したもの | 1 式 |

4.2 電子ファイルの作成要領

電子ファイルの作成要領は「青森県電子納品運用ガイドライン」に準ずるものとする。

第5章 参考図書

業務は、下記に掲げる図書等を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書・土木工事必携（日本下水道事業団）
- (2) 建築工事・建築設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (3) 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (4) 電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (7) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (9) 日本農業規格（JAS）
- (10) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (11) 内線規程（日本電気協会）
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (13) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (14) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (16) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（日本下水道協会）
- (17) 水理公式集（土木学会）
- (18) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有耐力－（日本建築学会）
- (21) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- (22) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編（日本建築学会）
- (24) 土木製図基準（土木学会）
- (25) 建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会）
- (26) 機械製図基準 JISハンドブック 5（日本規格協会）
- (27) 電気記号JISハンドブック 7（日本規格協会）
- (28) 国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (30) 国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (31) 国土交通大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（公

共建築協会)

- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(公共建築協会)
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築構造設計基準及び同解説 (公共建築協会)
- (39) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説 (公共建築協会)
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準 (公共建築協会)
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
(公共建築協会)
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (公共建築協会)
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (公共建築協会)
- (44) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- (45) ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
- (46) 水門・樋門ゲート設計要領 (案) (ダム・堰施設技術協会)
- (47) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (下水道事業支援センター)
- (48) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン (国土交通省)
- (49) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン (国土交通省)
- (50) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (国土交通省)
- (51) 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (52) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン (内閣府)
- (53) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン (内閣府)
- (54) VFM (Value For Money) に関するガイドライン (内閣府)
- (55) 契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー (内閣府)
- (56) PFI 事業導入の手引き (内閣府)
- (57) 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き (国土交通省)
- (58) PPP 事業における官民対話・事業者選択プロセスに関する運用ガイド (内閣府・総務省・国土交通省)